（郵信省認可）　（本號六面）　明治廿三年二月廿五日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百七十六號　火曜日
明治廿三年二月廿五日（丁、丑）
舊暦庚寅年閏月七日
日出午前六時十八分　入午後五時三十一分
月出午前九時五十分　入午後十時四分
滿潮午前九時二十分　干潮午後九時十分
（西暦一千八百九十年）

時事新報の社說

少壯生の始末を如何せんと題する社說を連日の紙上に掲げて其始末の歸す可き所を詳論し欲を諸者に乞はんとす大方の君子一讀あらんことを請ふ

日本の政治社會又は少壯生の體頗る多く近時世の政談次第又その度を高むるに隨ひ政黨の爭は固より論なく演說會府縣市町村會議員撰擧會等又も是等の少壯生が夥力を及ぼして其混雜一方ならず甚だしきは商工事業の發起組合にも黨派の爭を持込み政談に狂するの餘りには狙撃暗殺の沙汰さへあるに至れり斯る有樣の中に國會を開設したらんには今後の騷擾如何あらんとて識者の深く憂慮する所あり時事新報は明二十六日より

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞送賃告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	一日限	二日以上	七日以上
一行五號活字廿四字詰		一日分	十錢五厘
一行ニ付	十二錢	十一錢	

月曜日并ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に倣ひ時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして勘方に郵送する分は此外ニ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

重罪控訴豫納金規則

我輩が前號の紙上に於て論評したる如く今度公布せられたる裁判所構成法中に出色の管條は重罪に控訴を許したる一事ニして此事たるや西洋諸國の裁判の仕組驚嘆したる國に於てすら未だ實行せざるものあるに有形制度の上に於ては後進の稱を免れざる我國の裁判所構成法に始めて此新事例を造り出しさるは實に空前絶後の一大改良と云はざるを得ず然り而して凡そ法律の完全は唯その成文の上ニ於て完全なるの故にあらず之を實地に行ひて能く民情時俗に適し不都合あきに在り左れば重罪に控訴を許したるは世界未曾有の新例にして成文の上ニ於ては勿論以て誇稱するに足る可しと雖も之を施行して其實を全ふするには實際の困難一方ならざる可し前號にも記したる如く重罪の刑の言渡を受く可きものは何れ殺人强盜等の罪假令へ死に抵らざるも刑期は極めて長きものにして苟も控訴の道あるに於ては一も二もなく其手續を爲し萬一を僥倖するは人情の常に免れざる所あらんなれば今回裁判所構成法に於て重罪に控訴を許すと同時に重罪控訴豫納金規則を公布し重罪の刑の言渡を受けたる者にして控訴を爲さんとするときは裁判費用の保證として金額を豫納せしむる事となしたるは畢竟ふの邊に慮る所ありて濫訴の弊を省かんとするの注意に外ならざる可し事の實際に於ては止むを得ざるの處置なるが如しと雖も今ふの規則を實行するに當り構成法に重罪の控訴を許したる精神と相戻るがごとなからしめんとするには頗る困難ある可しと思はるゝ廉なきにあらず蓋し今回控訴を許したる趣意は重罪の刑たる時としては人命にも拘る程のものにして之を輕罪に比すれば同日の論にあらずして一層取扱を鄭重ニ爲さゞる可らざる筈なるに然るに從來の法律にては輕罪には控訴を許しながら一層鄭重なる可き重罪に此事なきは事の權衡を失するものなり云々との論理ニ出でたるごとならんなれども左ればとて實際に於ては前述の事情ありて其强ニ堪へざるの恐もあるが故に同時に保證金豫納の規則をも定めたる事なられば今ふの規則を見るに第一條には控訴を爲さんとするときは裁判費用の保證として金二十圓を豫納す可しとあり而して第二條には貧困にして保證金を豫納する能はざるときは控訴の申立と同時に保證金の免除を請求する事を得とありて保證金豫納の本條はあれども實際貧困にして之を納むる能はざるものは其免除を請求する事を得る次第なり思ふに重罪を犯して刑の言渡を受くる如き者は多くは獨身無錢の輩にして此金額を豫納する者とては少きものと勿論ある可ければ苟も控訴の申立を爲すものは同時に保證金の免除を請求する者と見て差支なかる可し左れば豫納金の規則は其設けありても實際に無効なる可きやと云ふに然らず第五條に控訴院は檢事の意見を聽き保證金免除請求の當否を決定す可し但控訴の事由なしと認むるか又は事由あるも資金なしと認むるときは免除を與へざるものとすとあり又第六條には保證金の免除なきときは控訴の申立は其効なきものとすと定めさりとに由て是を見れば其請求に依りては控訴の申立も立たざる場合もあきよあらず實際に斯る制限ある以上は本文をして無効に屬せしむるが如き事は萬々これあかる可しと雖も之を要するに當局者の手加減は頗る面倒ありと云はざるを得ず如何となれば其請求の當否を決定するに當り其決定の方法嚴密にして控訴の理由、立たざるもの多き時は之が爲めに折角重罪に控訴を許したる盛意を抹殺するの恐なきにあらず又その取調方を寛ふして請求を容るゝよ容易ならざるときは規則の本文をして徒法に歸せしむるに至るの虞あればなり而して此規則の實行に就ては其手數の少なからざる中にも第三條の保證金の免除を請求したる者は其請求を爲したる日より十四日内に控訴の趣意書と共ふ裁判費用支辨の資力あきよを證す可き住居地市町村長の證明書を差出す云々の箇條の如きは實際の手數一方ならざる事あらんなれども既に法律の完全を望む以上は固より是等の手數をも忍ばざる可らず我輩は唯當局者が忍耐勉强して能く諸種の面倒困難を凌ぎ法文の完全をして更に實際の完全たらしめんことを希望して止まざる者あり

官報

○大藏省告示第九號

一起業公債證書額面百五十圓

一六分利付金祿公債證書額面五萬三百五圓

一七分利付金祿公債證書額面三十二萬四千七十五圓

右ハ二十年三月大藏省告示第二十九號ニ依リ廿一年十二月ヨリ本年一月迄ニ日本銀行ニ於テ整理公債證書ト引換タリ

但整理公債證書額面ニ滿サル端數アルハ當錢證書ヘ合算シテ交換セシモノアルニ由ル

明治廿三年二月廿四日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第十號

一廿年發行整理公債證書額面二萬九千三百圓

內

七百八十圓　大藏省告示第二十九號ニ據リ引換發行ノ分

二萬八千五百二十圓　當廳價還元金代リトシテ發行ノ分

一廿一年發行整理公債證書額面九百九十二萬二千八百圓

內

五萬五千百四十圓　大藏省告示第二十九號ニ據リ引換發行ノ分

九百八十六萬七千六百六十圓　當廳價還元金代リトシテ發行ノ分

一廿二年發行整理公債證書額面三百三十一萬千八百圓

內

三十一萬八千六百十圓　大藏省告示第二十九號ニ據リ引換發行ノ分

二百九十九萬三千百九十圓　當廳價還元金代リトシテ發行ノ分

右ハ廿一年十二月ヨリ本年一月マテ債主ノ請求セシモノニ對シ發行セリ

明治廿三年二月廿四日　大藏大臣伯爵松方正義

○警視廳告示第四號

明治十七年（二月）第二號告示文中紛雜層書二通トアルヲ一通ニ改ム

明治廿三年二月廿四日　警視總監子爵田中光顯

雜報

○横濱蠶絲貿易事情（前號の續）

拜見の事　拜見とは問屋番頭立合の上商館主人が其倉に引込みたる絲荷を點驗する事なり（尤も館主の代りに雇外人或は日本人の番頭拜見する商館もあり）其點驗には生絲の品質は如何、光澤の良否は如何、彈力の强弱は如何、不正の品は雜り居らざるや、然の不揃はなきや、節る所注文に適當せる品物あるや否やを一括、一括に巻包み都より取出して丁寧に檢閲するとなるが其拜見に熟練したる仕質に銳敏の手際なり扨て拜見して若し不揃の品、粗惡の品など雜り居れば其數編或は數括、或は數綱をペケとして取除き甚だしき粗惡或は不揃品あれば悉皆破談とし若し見本より幾分か劣りしものなれば直押し、注文外のものなれば同じく破談するなり（直押とは手合の直段より直下げするとを云ひペケとは其幾分を取除き或は悉皆破談するを云ふ）斯くペケを申出すも直押しするも破談するも皆な商館の勝手次第ニして拜見向きのみとに付ては問屋より故障を言立つる事無益にて假令へ其品質が實際見本より劣らざるにもせよ商館の都合にて如何樣にも苦情を付け破談直押しするとも得べく若し問屋ふて之を承諾するを欲せざれば唯破談の一法あるのみ又拜見の日限は毫も制限なく引込當日拜見するも亦一週間乃至十餘日後に至り拜見するも全く商館の都合次第なり而して斯く拜見を遲延するも初めより其遲期日限確定し居らず明日は拜見明後日は拜見と漸々延引するものにて此間の幾日は毎日問屋より詰めかけ居て人夫の一二人は用意し置かねば拜見は甚度あるまじと安心して居ても船舶出帆前なとには不意に拜見するみとあり尚は數日延引の後にて納まれば未だしもあれ共不幸ふして破談となるも詮方なく番頭は泣々に付ては商館は全く無駄を爲すは難度と勞を爲すは難度と込めば引込む丈けの損する間には亦多少の損失あるべし

きし儲長時間風の強き爲めにも幾分か光澤を失ふ他如何なる間違ひなきべからず此際ふも商館に預り證も取られ樣なれども其處が仕方實際割合に間違ひの多きものなれども見本に亦死かれざるべしガラ絲の事　拜見の日共に未だ不分明なるルを檢査す（ダニールて其器械の枠に四百と唱へダニールの絲の細きなり）之を一扱き取りて之を試ふ此ガラ絲は商館も五百梱も買込みするものは二組か三中より必ず一組位づ依りては二組以上も月中も九十五番館との請求を爲したるとの見積りても百梱五百ものに非ず若し横濱とするも一梱に一組して此金額は全く無カンカンの事　西洋を見るをカンカンすり力等を檢査していよ時ふ至り始めて納るものにて納まれば之の如き其カンカン方も農家の番頭が手米を買り込むと同樣に減まるみとは運命あたるのみならず之れて一定せず中には法爲めに問屋は右の如き他の商館よりも幾位なりと

○米國郵育運信（前號の續）

洋行者　交通の盛なるし　滬へ向け貧なれば今更爲に費せ授して當米國に留學す申すは富源漸々汲んせる日本瘠身代の子ストン、カネル等の大に得たるものはベース應接、夜會のダンシ